

藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について
藤沢市立学校の管理運営に関する規則を次のように改正する。

2026年（令和8年）4月16日提出

藤沢市教育委員会

教育長 宮原伸一

1 一部改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

2026年（令和8年）5月1日

提案理由

この議案を提出したのは、令和8年5月1日に学校運営協議会が全校設置となることから、藤沢市立学校の管理運営に関する規則の整備を図るため、所要の改正をする必要による。

藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月 日

藤沢市教育委員会

教育長 宮 原 伸 一

藤沢市教委規則第 号

藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

藤沢市立学校の管理運営に関する規則（昭和35年4月30日教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

第19条を削り、第20条を第19条とし、第21条から第37条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和8年5月1日から施行する。

○藤沢市立学校の管理運営に関する規則（昭和35年4月30日教委規則第2号）の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
<p>○藤沢市立学校の管理運営に関する規則 昭和35年4月30日教委規則第2号 (中略) (学校評議員)</p>	<p>○藤沢市立学校の管理運営に関する規則 昭和35年4月30日教委規則第2号 (中略) (学校評議員)</p>
<p><u>第19条 削除</u></p>	<p><u>第19条 学校（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項の規定により学校運営協議会が置かれている学校を除く。）には、学校評議員を置くことができる。</u> <u>2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べる。</u> <u>3 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するものうちから、校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。</u></p>
<p>(学校栄養主査等) <u>第19条</u> 学校に学校栄養主査、学校栄養主任技師、及び学校栄養技師を置くことができる。 (1) 学校栄養主査は、校長の監督を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項を掌理する。 (2) 学校栄養主任技師は、校長の監督を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項を処理する。 (3) 学校栄養技師は、校長の監督を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる。 2 前項の規定により設けられた職は、学校栄養職員のうちから任命権者が命ずる。 (事務主幹等)</p>	<p>(学校栄養主査等) <u>第20条</u> 学校に学校栄養主査、学校栄養主任技師、及び学校栄養技師を置くことができる。 (1) 学校栄養主査は、校長の監督を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項を掌理する。 (2) 学校栄養主任技師は、校長の監督を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項を処理する。 (3) 学校栄養技師は、校長の監督を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる。 2 前項の規定により設けられた職は、学校栄養職員のうちから任命権者が命ずる。 (事務主幹等)</p>
<p><u>第20条</u> 学校に事務主幹、総括事務主査、事務主査、主任事務主事及び事務主事を置くことができる。 (1) 事務主幹は、校長の監督を受け、学校事務を処理し、及び特に重要な特定の学校事務を掌理する。 (2) 総括事務主査は、校長の監督を受け、学校事務を処理し、及び重要な特定の学校事務を掌理する。 (3) 事務主査は、校長の監督を受け、学校事務を処理し、及び特定の学校事務を掌理する。</p>	<p><u>第21条</u> 学校に事務主幹、総括事務主査、事務主査、主任事務主事及び事務主事を置くことができる。 (1) 事務主幹は、校長の監督を受け、学校事務を処理し、及び特に重要な特定の学校事務を掌理する。 (2) 総括事務主査は、校長の監督を受け、学校事務を処理し、及び重要な特定の学校事務を掌理する。 (3) 事務主査は、校長の監督を受け、学校事務を処理し、及び特定の学校事務を掌理する。</p>

新	旧
<p>(4) 主任事務主事は、校長の監督を受け、学校事務を処理する。</p> <p>(5) 事務主事は、校長の監督を受け、学校事務をつかさどる。</p> <p>2 前項の規定により設けられた職は、事務職員のうちから任命権者が命ずる。</p> <p>(休暇)</p>	<p>(4) 主任事務主事は、校長の監督を受け、学校事務を処理する。</p> <p>(5) 事務主事は、校長の監督を受け、学校事務をつかさどる。</p> <p>2 前項の規定により設けられた職は、事務職員のうちから任命権者が命ずる。</p> <p>(休暇)</p>
<p><u>第21条</u> 職員（校長を含む。以下同じ。）の休暇（無給休暇を除く。）の承認又は届出の受理については、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 校長の休暇が3日をこえる場合は、教育長が行なう。</p> <p>(2) 学校の業務の正常な運営に支障をきたすおそれのある場合は、教育委員会の意見をきいて、校長が行なう。</p> <p>(3) 前各号以外の場合は、校長が行なう。</p> <p>(出張)</p>	<p><u>第22条</u> 職員（校長を含む。以下同じ。）の休暇（無給休暇を除く。）の承認又は届出の受理については、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 校長の休暇が3日をこえる場合は、教育長が行なう。</p> <p>(2) 学校の業務の正常な運営に支障をきたすおそれのある場合は、教育委員会の意見をきいて、校長が行なう。</p> <p>(3) 前各号以外の場合は、校長が行なう。</p> <p>(出張)</p>
<p><u>第22条</u> 職員の出張は、校長が命ずる。ただし、その日数が5日をこえる場合は、あらかじめ教育長の指示を受けなければならない。</p> <p>2 校長の宿泊を要する出張は、前項の規定にかかわらず、教育長が命ずる。</p> <p>第6章 施設、設備等の管理</p> <p>(施設等の管理)</p>	<p><u>第23条</u> 職員の出張は、校長が命ずる。ただし、その日数が5日をこえる場合は、あらかじめ教育長の指示を受けなければならない。</p> <p>2 校長の宿泊を要する出張は、前項の規定にかかわらず、教育長が命ずる。</p> <p>第6章 施設、設備等の管理</p> <p>(施設等の管理)</p>
<p><u>第23条</u> 校長は、学校の施設及び設備（備品を含む。以下同じ。）の管理を総括し、その整備保全に努めなければならない。</p> <p>2 施設及び設備の管理の分担は、校長が定める。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、施設及び設備の使用保全等については、教育委員会が別に定める。</p> <p>(施設等の利用)</p>	<p><u>第24条</u> 校長は、学校の施設及び設備（備品を含む。以下同じ。）の管理を総括し、その整備保全に努めなければならない。</p> <p>2 施設及び設備の管理の分担は、校長が定める。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、施設及び設備の使用保全等については、教育委員会が別に定める。</p> <p>(施設等の利用)</p>
<p><u>第24条</u> 学校の施設又は設備は、別に定めるところにより社会教育その他公共のために利用させることができる。</p> <p>(施設等の滅失、き損)</p>	<p><u>第25条</u> 学校の施設又は設備は、別に定めるところにより社会教育その他公共のために利用させることができる。</p> <p>(施設等の滅失、き損)</p>
<p><u>第25条</u> 校長は、学校の施設又は設備の全部又は一部が滅失又はき損したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りではない。</p> <p>(防災の計画)</p>	<p><u>第26条</u> 校長は、学校の施設又は設備の全部又は一部が滅失又はき損したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りではない。</p> <p>(防災の計画)</p>
<p><u>第26条</u> 校長は、学年の初めに学校の防災の計画を作成し、教育委員会に報告しなければならない。</p>	<p><u>第27条</u> 校長は、学年の初めに学校の防災の計画を作成し、教育委員会に報告しなければならない。</p>

新	旧
<p>(宿日直等)</p> <p>第27条 校長は、学校の施設、設備、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び校内の監視のため、教育委員会が雇用した職員に宿日直を命じ、又は教育委員会が定めるところにより、当該職員に代えて警備を委託することができる。</p>	<p>(宿日直等)</p> <p>第28条 校長は、学校の施設、設備、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び校内の監視のため、教育委員会が雇用した職員に宿日直を命じ、又は教育委員会が定めるところにより、当該職員に代えて警備を委託することができる。</p>
<p>2 前項に規定するもののほか、校長は、非常変災その他急迫な事情への対処等特定の目的のため、所属職員に宿日直を命ずることができる。</p> <p>(施設等の報告)</p>	<p>2 前項に規定するもののほか、校長は、非常変災その他急迫な事情への対処等特定の目的のため、所属職員に宿日直を命ずることができる。</p> <p>(施設等の報告)</p>
<p>第28条 校長は、学校の施設、設備の状況を常には握して、教育委員会から求めがあつたときは、すみやかに報告ができるように努めるものとする。</p> <p>第7章 特別支援学校の部等</p> <p>(特別支援学校の部)</p>	<p>第29条 校長は、学校の施設、設備の状況を常には握して、教育委員会から求めがあつたときは、すみやかに報告ができるように努めるものとする。</p> <p>第7章 特別支援学校の部等</p> <p>(特別支援学校の部)</p>
<p>第29条 藤沢市立白浜養護学校（以下「養護学校」という。）に、小学部、中学部及び高等部を置く。</p> <p>(定員)</p>	<p>第30条 藤沢市立白浜養護学校（以下「養護学校」という。）に、小学部、中学部及び高等部を置く。</p> <p>(定員)</p>
<p>第30条 養護学校高等部の定員は、40人を超えない範囲で、教育委員会が別に定める。</p> <p>(学則)</p>	<p>第31条 養護学校高等部の定員は、40人を超えない範囲で、教育委員会が別に定める。</p> <p>(学則)</p>
<p>第31条 養護学校の校長は、学則を定めなければならない。</p> <p>2 前項の規定により学則を定め、又は学則を変更しようとするときは、養護学校の校長は、教育委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>(入学者の募集及び選抜)</p>	<p>第32条 養護学校の校長は、学則を定めなければならない。</p> <p>2 前項の規定により学則を定め、又は学則を変更しようとするときは、養護学校の校長は、教育委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>(入学者の募集及び選抜)</p>
<p>第32条 養護学校の高等部に入学する生徒の募集及び選抜に関し必要な事項は、教育長が定める。</p> <p>第8章 雑則</p> <p>(事故の報告)</p>	<p>第33条 養護学校の高等部に入学する生徒の募集及び選抜に関し必要な事項は、教育長が定める。</p> <p>第8章 雑則</p> <p>(事故の報告)</p>
<p>第33条 校長は、職員又は児童生徒に関し重要と認められる事故が発生した場合は、直ちにその事情を教育委員会に連絡するとともに、文書をもつて、その詳細を報告しなければならない。</p> <p>(公印)</p>	<p>第34条 校長は、職員又は児童生徒に関し重要と認められる事故が発生した場合は、直ちにその事情を教育委員会に連絡するとともに、文書をもつて、その詳細を報告しなければならない。</p> <p>(公印)</p>
<p>第34条 学校の公印の名称、書体、寸法、用途等は、別表第1のとおりとし、そのひな形は、別表第2のとおりとする。</p>	<p>第35条 学校の公印の名称、書体、寸法、用途等は、別表第1のとおりとし、そのひな形は、別表第2のとおりとする。</p>

新	旧
<p>(職務代理の場合の校長印の使用)</p> <p><u>第35条</u> 校長に事故があるため、又は校長が欠けたため、他の職員が職務代理を命ぜられ、その職務を代行する場合には、校長印を使用するものとする。</p> <p>(実施規定)</p> <p><u>第36条</u> この規則の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。</p>	<p>(職務代理の場合の校長印の使用)</p> <p><u>第36条</u> 校長に事故があるため、又は校長が欠けたため、他の職員が職務代理を命ぜられ、その職務を代行する場合には、校長印を使用するものとする。</p> <p>(実施規定)</p> <p><u>第37条</u> この規則の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。</p>

学校運営協議会設置_経過

※遠藤・辻堂・湘南大庭・御所見・藤沢地区については、
統合運営型
(複数校で1つの学校運営協議会を設置)

4月教育委員会定例会
資料

地 域	小学校	中学校		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		令和7年度	令和8年度(予定)
六会市民センター	3校	1校			六会中	天神小	亀井野小		六会小	
片瀬市民センター	1校	1校		片瀬小	片瀬中					
明治市民センター	3校	2校			明治小	羽鳥中	八松小		明治中	羽鳥小
御所見市民センター	2校	1校			御所見中	御所見小	中里小		※御所見小・中里小・御所見中	
遠藤市民センター	1校	1校		秋葉台小	秋葉台中		※秋葉台小・秋葉台中			
長後市民センター	2校	2校			富士見台小	高倉中	長後小		長後中	
辻堂市民センター	4校	3校 (特支舎)			高砂小	湘洋中	※高砂小・浜見小・高浜中		鵜南小	辻堂小、白浜養護
善行市民センター	3校	1校			善行中	善行小	大越小			俣野小
湘南大庭市民センター	5校	2校			駒寄小	滝の沢中	※大庭小・小糸小・大庭中		滝の沢小	石川小
湘南台市民センター	1校	1校			湘南台小	湘南台中				
鵜沼市民センター	2校	1校			鵜沼中	鵜洋小	鵜沼小			
藤沢市民センター	3校	2校			藤沢小	大清水中	第一中		-	本町小 ※大清水小・大清水中
村岡市民センター	5校	2校			高谷小	村岡中	大鋸小	藤ヶ岡中	村岡小、大道小、 新林小	
計	35校	20校 (特支舎)		2校	13校	11校	17校(うち、既設3校)		11校(うち、既設3校)	8校(うち、既設1校)
				小2	小7 中6	小4 中7	小12(うち、既設2校) 中5(うち、既設1校)	小8(うち、既設2校) 中3(うち、既設1校)	小6 中1(うち、既設1校) 特別支援学校1校	
考え方				モデル校	全地区に1校	1小・1中体制	原則1年度につき、1地区1校以上設置 (学校・地域間協議により、1年度に複数校設置も可)			